

りふお～む実績 PICK UP !

要・点・検！

建物の維持管理及び居住者の安全確保に必要なことのひとつが、消防設備点検です。

消防設備がいざという時に確実に作動できるように、定期的に点検を行うことが消防法で義務付けられています。また、建物等の管理者は点検を行った後、消防機関へ報告することが義務付けられています。

これに違反した場合は、30万円以下の罰金または拘留の罰が与えられます。是非、導入ください！



消火器点検

耐用年数や傷み具合等を確認します。



避難ハッチ点検

避難ハッチの傷みの有無や、安全確認を行います。

設置箇所を全てまわり、警報器が正常に作動するかテストします。



火災警報器点検

- ①機器点検 / 年 2 回
 - ②総合点検 / 年 1 回
- ①+②=1 セット
合計 年 2 回
(①のみ 1 回、①+②で 1 回)

※①+②(消火器のみの場合は①×2)で約半年ごとに実施いたします。

※世帯数や設備などにより金額が異なる為、お見積り致します。



※その他表示板や火災警報器受信部の点検も行います。